

# 第4章 緑の施策展開

## 将来イメージ1 まちを囲む豊かな「緑の骨格」

### 基本方針と目標

「緑の骨格」となる自然を次世代に引き継いでいくために、奥三河の山地から渥美半島へとつながる広域的な観点のもとで、美しい自然の景観や優良な農地を守ります。また、市民の自然とのふれあい活動を進めていきます。これらの「緑の骨格」は豊橋らしい緑となっています。

#### 基本方針1 自然を守る

方針 1-1 弓張山地に広がる自然を保全します

方針 1-2 表浜や三河湾の自然を保全します

方針 1-3 優良な農地を保全します

#### 【目標】

指標	現況	目標値	
		中間年次 (平成 28 年度)	目標年次 (平成 32 年度)
水源かん養*機能面積	3,078ha (平成 22 年度)	3,078ha [現状維持]	3,078ha [現状維持]
森林保育作業参加者数	109 人 (平成 22 年度)	増加	増加
環境保全型農業実践農家数	910 戸 (平成 22 年度)	微増	微増



アカウミガメが上陸する表浜



南部の台地に広がる畑

## 方針 1-1 弓張山地に広がる自然を保全します

### 【現状】

- ・弓張山地は市街地の背景となっています。
- ・弓張山地には、石巻山石灰岩地植物群落（国指定天然記念物）やイヌツゲ群生林、葦毛湿原（県指定天然記念物）などがみられ、絶滅の恐れのある動植物が生息・生育しています。
- ・山地内には豊橋自然歩道が張り巡らされています。
- ・豊かな自然の一部は、市民活動団体により保全されています。
- ・吉祥山では、里山の活動拠点が整備されています。
- ・森林の多くは、適切な管理が行われず、見通しのきかない荒廃した状態となっています。

### 【課題】

- ・森林の水源かん養や山地災害防止、景観形成などの多面的機能をもっている弓張山地の里山や人工林などを保全していく必要があります。
- ・市民や事業者の森林に対する理解を深め、適切に管理を進めていく必要があります。

### 【施策】

#### 施策 1-1-1 弓張山地の保全

○多面的な機能をもつ森林を確保するため、石巻山多米県立自然公園や風致地区、森林法で定める保安林・地域森林計画対象民有林の指定を継続することによって開発を抑制し、樹林地を保全します。

#### 施策 1-1-2 里山や人工林の適切な管理

○森林所有者に対して、森林の適切な管理を啓発します。

○人工林については、豊橋市森林整備計画に基づき、除間伐\*を適期に実施するなど適切な管理を進めることによって、木質資源の蓄積を図るとともに、土壌を健全に保ちます。

○人工林の所有者等を対象とした森林管理講座を通じ、山林管理意識の向上や技術取得を支援します。

○市民と所有者等が連携した里山保全活動を促し、里山活動の拠点をづくり、里山管理や体験学習等を実施します。

#### 施策 1-1-3 貴重な自然の保全と活用

○石巻山多米県立自然公園や自然環境保全地域などにおける動植物の生息・生育地の保全に努めます。

○葦毛湿原では、植生調査や湿地特有の植生の維持・回復を「保護の会」等との協働により実施します。また、自然観察会等を通じて、葦毛湿原についての関心や理解を深めます。それ以外の区域においても、郷土種\*の保全に努めます。

#### 施策 1-1-4 自然とふれあう場の確保

○弓張山地の自然とふれあう場である豊橋自然歩道やその周辺の適切な管理を行います。その際、樹木の枝払い等によって眺望の確保にも努めます。

○吉祥山ふれあいの森は、自然観察や登山、ネイチャーゲーム\*などの森林を利用した活動の場として、市民活動団体による維持管理を行います。



葦毛湿原（岩崎町）



自然観察会（葦毛湿原）

## 方針 1-2 表浜や三河湾の自然を保全します

## 【現状】

- ・浜名湖から渥美半島の伊良湖岬まで続く遠州灘は表浜と呼ばれ、アカウミガメが産卵のために上陸します。
- ・表浜には希少な海浜性の動植物が見られますが、砂浜は侵食の傾向が見られます。
- ・市民活動団体によりアカウミガメの保護が行われています。
- ・表浜に面した海岸斜面林は、シイ・タブ林で被われており、強風を防ぎ、農地などを守っています。海岸斜面林の一部は三河湾国定公園に指定されています。
- ・表浜の海食崖では、第四紀に堆積した渥美層群の地層が見られます。
- ・三河湾は、汐川干潟や六条潟が残されており、様々な海の生き物や渡り鳥が見られます。

## 【課題】

- ・表浜の砂浜を保全するため、侵食防止対策が必要です。
- ・防風などの役割がある表浜の海岸斜面林を保全する必要があります。
- ・干潟など水辺の役割を広く市民に啓発し、保全を図る必要があります。

## 【施策】

## 施策 1-2-1 表浜の砂浜の保全

○表浜の豊かな砂浜を保つための侵食防止対策として、自然に配慮しながら、離岸堤\*の設置を進めます。

## 施策 1-2-2 表浜の海岸斜面林の保全

○表浜に面した海岸斜面林は、三河湾国定公園の指定を継続し、永続的に保全します。

## 施策 1-2-3 アカウミガメが産卵できる環境の確保

○アカウミガメが上陸しやすい砂浜を保全するため、エコ・コースト事業により、既存の消波堤\*の移設改良を進めます。

○アカウミガメや砂浜特有の植物保護のための活動として、環境学習や自然観察会などを実施します。

## 施策 1-2-4 三河湾の干潟等の保全

○三河湾の干潟を保全していくため、自然観察会や干潟再生実験プロジェクトでの環境学習などを実施します。また、ごみの不法投棄防止、美化活動などにより、豊かな干潟の生態系\*を保全します。

○三河湾の自然を活かした親水空間を確保し、市民に親しまれる港を形成します。



表浜の砂浜と海岸斜面林



三河湾の親水空間（新西浜町）

## 方針 1-3 優良な農地を保全します

### 【現状】

- ・市域南部の台地ではキャベツなどの露地野菜が多く生産されています。北部には柿などの果樹、西部には水田など、市街地を囲むように優良な農地が広がっています。
- ・農地の中には、樹林地やため池が点在しています。
- ・農地は、雨水を貯留し、地下浸透するなど、多面的機能を有しています。
- ・市域の約 34%が農地ですが、耕作放棄地が平成 21 年には 299.3ha と、農地全体の 3%を超えています。
- ・環境への関心が高まる中、環境と安全に配慮した農業が進められています。

### 【課題】

- ・優良な農地については農業振興施策によって、農地の保全と活用を進めていく必要があります。
- ・耕作放棄地対策を進める必要があります。
- ・環境と安全に配慮した農業を推進する必要があります。

### 【施策】

#### 施策 1-3-1 多面的機能をもつ農地の確保

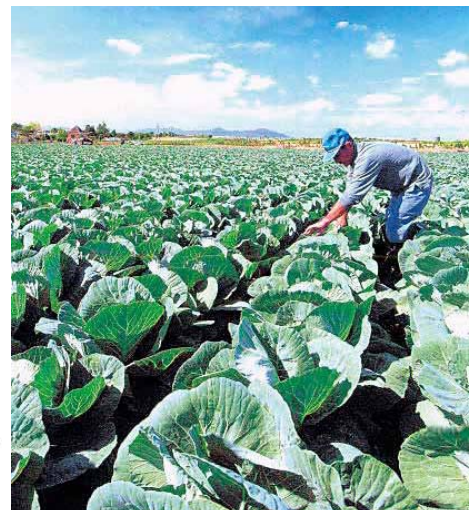
- 農業振興地域整備計画により、農用地区域として農地転用を制限するとともに、農業振興施策を実施します。

#### 施策 1-3-2 耕作放棄地の解消

- 農地の確保と有効活用のため、農地パトロールを行い、耕作放棄地の所有者に対して耕作の継続を促します。
- 耕作放棄地に利用権を設定し、助成を行うことにより、耕作地としての復元を図ります。
- 耕作の継続が困難な農地については、景観作物\*の種子を配布し、美しい田園景観を形成しながら、農地の維持・保全を図ります。

#### 施策 1-3-3 農地の環境保全

- 化学肥料や農薬の使用などによる環境負荷の軽減に向けて、環境と安全に配慮した農業を推進し、健全な農地を保全します。



南部に広がる農地



景観作物による美しい景観創出

## 将来イメージ2 市街地の緑と豊かな自然を結ぶ「緑の回廊」

### 基本方針と目標

市街地に整備された街路樹や河川・ため池といった水辺は、質の高い緑の空間を市民に提供しています。緑の回廊は、市街地と緑の骨格を結び、市街地に豊かな自然を呼び込みます。

#### 基本方針2 自然を結ぶ

方針 2-1 街路樹による快適な街路空間を提供します

方針 2-2 川やため池を守り、市民に親しまれる水辺をつくります

方針 2-3 市街地周囲にグリーンベルトを形成します

#### 【目標】

指標	現況	目標値	
		中間年次 (平成 28 年度)	目標年次 (平成 32 年度)
街路樹の本数	24,844 本 (平成 22 年度)	24,844 本 [現状維持]	24,844 本 [現状維持]
街路樹に関わる市民活動団体数*	31 団体 (平成 22 年度)	31 団体 [現状維持]	31 団体 [現状維持]
外来魚駆除池数	11 池 (平成 22 年度)	20 池	30 池



青陵中の夏みかんの収穫（古山保夫氏・画）



憩いの水辺整備が行われた柳生川（前田南町）

## 方針 2-1 街路樹による快適な街路空間を提供します

### 【現状】

- ・街路樹等の木陰を重要だと思ふ市民の割合は69%となっています。(資-10 参照)
- ・くすの木通りなど、樹木本来の樹形を尊重した「自然樹形仕立て\*」による街路樹は全国からも注目されましたが、歩道幅員などの条件や街路樹管理者により、街路樹のボリュームに違いがあります。
- ・街路樹は微増し、平成23年度で24,844本、道路緑化延長は186kmとなっています。
- ・ハナミズキやトウカエデ、イチョウ、ケヤキなど多様な樹種で構成されており、在来種\*と外来種がおおよそ半々の割合となっています。
- ・厳しい環境の中、老朽化している街路樹が見られます。
- ・街路樹は鳥や虫が集まり、時期により歩行者や周辺住民に不快感を与えている場合があります。

### 【課題】

- ・歩道幅員等を考慮しながらボリュームのある豊かな街路樹を育成していく必要があります。
- ・樹木の健全な生育、地域の生態系保全の観点から、地域にあった在来種の植樹が求められます。
- ・街路樹の安全で適切な管理が求められています。

### 【施策】

#### 施策 2-1-1 自然樹形仕立ての街路樹等の充実

- 新設道路では植栽帯をできるだけ確保します。その際、透水性舗装や土壌確保に努めます。
- 既存街路樹は歩道幅員等の条件を考慮し、可能な限り自然樹形仕立てによる育成を進めます。
- 老朽化した街路樹は植え替えを進めます。その際、地域に合った樹木や市民からの希望の高い樹種を選定し、生物多様性に配慮して植え替えを進めます。
- 快適な街路空間とするため、歩道やポケットパーク\*にコンテナ花壇を設置するなど、積極的に緑化を進めます。

#### 施策 2-1-2 街路樹の適切な維持管理

- 市民に愛される街路樹を目指して、街路樹愛護会による清掃等の活動に対して支援を行います。
- 街路樹の剪定、刈り込み、施肥を適切に行うことによって、美しい街路樹の景観を形成し、安全で快適な街路空間を確保します。
- 街路樹のパトロールを実施し、できる限り農薬を使わず捕殺等による管理を行うとともに、倒木の恐れがある樹木については街路樹診断を行い、更新や樹勢回復を図ります。

#### 施策 2-1-3 関係機関との連携による快適な街路空間の形成

- 街路樹の適正な整備や更新、維持管理等について検討し、「(仮称)道路緑化ガイドライン」を策定します。ガイドラインは、街路樹の維持管理を行う事業者への指導に活用するとともに、国道や県道を含めて、豊かな街路樹による快適な街路空間の形成を目指します。



くすの木通り (曲尺手町)



コンテナ花壇の設置 (広小路通り)

## 方針 2-2 川やため池を守り、市民に親しまれる水辺をつくります

## 【現状】

- ・豊川は、河川敷の草地や河畔林など、優れた自然を形成しています。梅田川では、北岸の段丘面の斜面に樹林地が連なり、市街地の外縁を形成しています。
- ・市街地には朝倉川や柳生川、牟呂用水などが流れ、市民が親しめる水辺となっています。朝倉川では市民等による水辺環境づくりの取り組みがみられます。
- ・たくさんの農業用ため池（103箇所）や公園修景池（11箇所）が設けられています。それらの一部は、市民に親しまれる水辺や、多様な生き物を育む重要な環境となっています。
- ・川やため池では、特定外来生物\*による生態系への悪影響が懸念されています。

## 【課題】

- ・多様な生き物の生息に配慮した川づくりが求められています。
- ・河川愛護会による取り組みがみられますが、さらに市民協働による取り組みが求められています。
- ・市民が身近に水と親しむことのできる水辺環境を創出していくことが求められています。
- ・川やため池においては、外来生物対策が求められています。

## 【施策】

## 施策 2-2-1 多様な生き物に配慮した川づくり

- 河川改修を行う際には、河川の自然や景観に配慮し、工法や素材を工夫するなど「多自然川づくり」を推進します。
- 豊川の整備については、河川整備計画に基づき、流域全体における治水機能を維持しながら、良好な河川景観や生態系への配慮に努めます。また、河畔林をできるだけ保全するとともに、水辺に親しむことのできる、うるおいのある空間づくりに努めます。

## 施策 2-2-2 ため池等の保全

- ため池については、本来の利水、治水機能を保持しながら、周辺の自然環境との一体的な保全を図ります。特に、護岸補修や堆積物の浚渫しゅんせつなどを行う際は、多様な生き物が生息・生育できる環境の保全に努めます。
- 外来生物による生態系への影響がみられる川やため池では、池干し等の対策を行い、市民等との協働によって外来生物を駆除し、在来生物の良好な生息・生育環境の回復を図ります。



池干し（昭和池）

## 施策 2-2-3 市民に親しまれる水辺づくり

- 清掃や除草等の活動を実施する河川愛護会を支援し、市民協働による水辺づくりの取り組みを進めます。
- 市街地内を流れる朝倉川などでは、市民に親しまれる水辺空間として保全を進めます。また、ため池は、市民に親しまれるように憩いの場を提供します。



朝倉川での取り組み

## 方針 2-3 市街地周囲にグリーンベルトを形成します

### 【現状】

- 市街地の周囲には豊川や梅田川と市街地の間に見られる斜面林などは、市街地の外縁を包む豊かな緑が確保された地域（グリーンベルト）となっています。これらの、斜面林は宅地化などで減少しています。

### 【課題】

- グリーンベルトの充実に向けて、市街地を取り巻く街路樹を整備・保全することが重要です。
- 豊川や梅田川と市街地の間にみられる斜面林など、緑の保全が担保されていない貴重な自然を保全していくことが重要です。

### 【施策】

#### 施策 2-3-1 市街地周囲の斜面林や社寺林等の保全

○市街地周囲の斜面林や社寺林は、土砂流出防止や緑豊かな景観形成など様々な役割を果たしているため、保全配慮地区\*の設定を検討し、グリーンベルトとして緑の保全を目指します。

#### 施策 2-3-2 市街地周囲の街路樹の整備・保全

○市街地を取り巻く街路樹はグリーンベルトとして整備・保全に努めます。

#### 施策 2-3-3 市街地周囲の住宅地等の緑化

○「あいち森と緑づくり事業\*」を活用し、住宅地の緑や公園・緑を創出し、グリーンベルトを形成します。



社寺林（牛川町の八幡社）



東三河環状線（東岩田）



水と緑のネットワークとグリーンベルトのイメージ



## 将来イメージ3 豊橋の顔となる「緑の拠点」

### 基本方針と目標

公園・緑地を整備・充実し、農地、社寺林等の民有樹林地を保全・活用することで、市民が日常的にふれあうことのできる「緑の拠点」を増やしていきます。

#### 基本方針3 緑の拠点を育てる

方針 3-1 拠点となる公園・緑地を整備・充実します

方針 3-2 身近な公園を整備・充実します

方針 3-3 魅力ある公園・緑地を増やします

方針 3-4 農とのふれあいと活用を推進します

方針 3-5 歴史・文化を伝える緑を保全・活用します

#### 【目標】

指標	現況	目標値	
		中間年次 (平成 28 年度)	目標年次 (平成 32 年度)
豊橋総合動植物公園入園者数	673,442 人 (平成 22 年度)	100 万人	100 万人
公園に歩いて行くことのできる 地域の割合	65% (平成 22 年度)	67%	69%
公園に関わる市民活動団体数*	249 団体 (平成 22 年度)	259 団体	269 団体
市民ふれあい農園数	3 箇所 236 区画 (平成 23 年度)	3 箇所 236 区画 [現状維持]	3 箇所 236 区画 [現状維持]



緑の拠点となる豊橋公園（今橋町）



身近で人気のある小畷公園（小畷町）

## 方針 3-1 拠点となる公園・緑地を整備・充実します

### 【現状】

- ・豊橋公園をはじめ、向山緑地や幸公園、高師緑地、岩田運動公園、賀茂しょうぶ園など特色のある公園・緑地が整備されています。
- ・都市計画公園\*として決定された面積は660haですが、市街化区域内で未整備となっている区域が47ha残されています。区域内では既に宅地化が進んでいます。
- ・豊橋総合スポーツ公園は広域防災活動拠点\*であり、豊橋公園などは広域避難場所\*として、防災上、重要な場所となっています。
- ・向山大池等の修景池は、洪水調整機能をもっています。

### 【課題】

- ・特色のある公園づくりを充実する必要があります。
- ・都市公園整備の進め方について、事業化には多大な財源と期間を要するため、検討を行う必要があります。
- ・災害時に対する、公園機能の向上が求められています。

### 【施策】

#### 施策 3-1-1 大規模な公園・緑地の充実

○大規模で拠点的な公園は、その公園にあった特色のある公園づくりを進めます。その際、公園に求められる環境保全、レクリエーション、景観、防災の機能を十分に発揮できるよう配慮します。

- ・豊橋公園、幸公園、向山緑地、高師緑地などの緑豊かな環境を保全し、生物多様性の確保やクールアイランド\*となる緑を保全するとともに、施設の充実を図ります。
- ・豊橋総合動植物公園は、より魅力的な動植物園となることを目指して、計画的な整備・改修を行うとともに、来園者に喜ばれる動植物の展示や遊園地づくり、イベントの開催などに努めます。
- ・豊橋公園や向山緑地、岩屋緑地などにおいて桜の更新等、花の名所の充実を図ります。
- ・豊橋総合スポーツ公園は、スポーツ施設などを整備するとともに、積極的な緑化によって三河湾沿岸地域における緑の拠点とします。

#### 施策 3-1-2 長期未整備公園・緑地の整備方針の検討

○市街化区域内の都市計画公園区域のうち、公園・緑地としての整備が困難な場所などについて、都市計画の見直しも含めた整備方針の検討を行います。

#### 施策 3-1-3 防災拠点としての公園機能の向上

- 豊橋総合スポーツ公園は、広域防災活動拠点として整備を進めます。
- 広域避難場所などでは、防災倉庫や防火水槽など、防災関連施設の整備を推進します。また、イチョウのような耐火性の高い樹木の植栽に努めます。
- 洪水を緩和するため、雨水流出抑制のための施設整備を行います。



公園での防災訓練（幸公園）

方針 3-2 身近な公園を整備・充実します

【現状】

- ・住区基幹公園は、土地区画整理事業などを通じて市街化区域全体に配置されてきました。
- ・市街化区域（工業地域及び工業専用地域を除く。）の中で公園に歩いて行くことのできる地域の割合は 65% となっています。
- ・密集市街地など災害時のオープンスペースの観点から公園が不足している地域もあります。
- ・公園整備には、市民から多様なニーズが寄せられます。
- ・開設後長期間が経過したため、老朽化した公園が見られます。

【課題】

- ・うるおいのある住環境のため、歩いて行ける範囲に公園が少ない地域を解消することが重要です。
- ・密集市街地では、防災の観点からオープンスペースを確保することが必要です。
- ・魅力ある公園づくりには、地域、高齢者、子ども等への配慮が必要です。

【施策】

施策 3-2-1 公園が少ない地域における公園の確保

- 歩いて行ける範囲に公園が整備されていない地域や、密集市街地など防災上オープンスペースが必要な地域では、借地手法を活用するなど公園整備を進めます。
- 牛川西部、柳生川南部、牟呂坂津といった土地区画整理事業では、街区公園等を整備し、緑豊かなまちなみの形成を図ります。

施策 3-2-2 地域の身近な公園づくり

- 新たな公園整備や再整備時には、ワークショップなどによって市民の参加を得ながら計画を策定し、市民主体の公園づくりを目指します。

施策 3-2-3 地域のニーズに応じた公園施設の整備

- 公園施設を予防的、計画的に維持・改修し、市民が安全かつ快適に利用できるように、公園施設長寿命化計画\*を策定します。
- 公園施設の改修は、多様な市民ニーズを把握しながら、必要に応じて進めます。特に、誰もが使いやすい公園とするため、公園施設のバリアフリー化\*を進めます。また、新たに整備する公園は、ユニバーサルデザイン\*を原則とします。



バリアフリーに対応したスロープ  
(三ノ輪中央公園)



公園の配置図

注：公園に歩いて行くことのできる地域は、面積 300m<sup>2</sup>以上の住区基幹公園の周囲 250mの範囲とした。

## 方針 3-3 魅力ある公園・緑地を増やします

### 【現状】

- ・市民アンケートでは、公園の安全面が不安と回答した市民が19%見られます。(資-14 参照)
- ・身近な公園を普段から利用している市民(「よく行く」または「ときどき行く」と回答)は平成7年調査時点の46%から平成22年には36%となり、公園を利用する市民の割合が低下しています。(資-13 参照)
- ・公園内に大きな樹木が密生状態となっているところが見られます。
- ・剪定枝などの再利用は現在行われていません。

### 【課題】

- ・高齢者をはじめ、あらゆる市民が安心・安全に利用することのできる公園づくりが重要です。
- ・市民の多様なニーズに応じて、市民の公園利用を促していく必要があります。
- ・剪定枝などの再利用を進める必要があります。

### 【施策】

#### 施策 3-3-1 にぎわいのある公園づくり

- 拠点となる公園では、イベントの開催など、公園を積極的に活用することによって、まちの賑わいや魅力を創出します。
- 事業者のノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上と経費の縮減を図るため、豊橋総合動植物公園などの大規模な公園では指定管理者制度\*を活用します。
- 事業者が公園の管理費用の一部を負担する制度として、ネーミングライツ\*などを検討します。



花交流フェアでの苗木配付(豊橋公園)

#### 施策 3-3-2 環境に配慮した公園づくり

- 公園や街路樹の剪定枝などをチップ化し、公園のマルチング材\*として再利用したり、落ち葉についても公園協力会\*の協力を得て再利用を検討します。
- 樹木の健全な生育のため、剪定、間伐、防除を適切に行います。
- 幸公園内のナガバノイシモチソウ自生地(市指定天然記念物)は、「保護の会」との協働により分布状況等を調査し、自生地の環境を保全します。また、自然観察会等を実施し、市民の理解と関心を高めます。
- 公園の樹木については、街路樹と同様に地域にあった在来種を選定するとともに、生物多様性保全や維持管理コストにも配慮します。



木質チップ舗装(岩屋緑地に親しむ会)



イベントでの公園利用(豊橋公園)

## 方針3-4 農とのふれあいと活用を推進します

## 【現状】

- ・市民アンケートでは、家庭菜園を希望する市民は25%に達し、農とのふれあいを求める市民が比較的多いことが伺われます。(資-15 参照)
- ・市民ふれあい農園を3箇所開設しています。その中でも、多米市民ふれあい農園は多くの利用申し込みがあります。
- ・農とふれあうことができる農業まつりやフラワードリームなどが開催されています。

## 【課題】

- ・市民の農業への理解を深める必要があります。
- ・市民農園や家庭菜園といった農とのふれあい活動を推進することが重要です。

## 【施策】

## 施策3-4-1 市民の農業への理解と支援

- 市民の農業への理解を深めるため、子どもたちに対しては、農業者や行政等が連携し、学校教育の中で農業体験を実施するなど、食や農の大切さを伝えます。
- 本市の農業・農産物をPRする農業まつりの開催に対して助成を行います。また、地産地消\*や生産者と消費者のコミュニケーションを進めるために「あぐりパーク食彩村」を活用した交流イベントを開催します。
- 豊橋産農産物の市内小売業者等による販売、学校給食等への導入を進めます。



あぐりパーク食彩村（東七根町）

## 施策3-4-2 市民農園の推進

- 市民が農業に親しみ、収穫の喜びや自然にふれあう場として、市民ふれあい農園を継続するとともに、農業者等による市民農園の開設を支援します。



市民ふれあい農園（多米西町）

## 方針 3-5 歴史・文化を伝える緑を保全・活用します

### 【現状】

- ・市民アンケートでは、社寺の緑を残しておきたいと考える市民の割合は56%となっています。(資-12 参照)
- ・大きな木、珍しい木などについては「とよはしの巨木・名木」に指定し、保全を図っています。
- ・社寺林は、歴史資源としての価値に加え、市民に親しまれ、地域の景観形成などに重要な役割を果たしていますが、減少傾向にあります。
- ・豊橋公園は「日本の歴史公園 100 選\*」に選定され、園内には吉田城址や多くの石碑等が残されています。
- ・高師緑地の松には、戦時中に松根油を採った跡がみられます。

### 【課題】

- ・巨木・名木や社寺林などの緑は、ふるさとの歴史的な緑の資産であり、所有者の理解を得ながら確実に保全していく必要があります。
- ・歴史を伝える豊橋公園・高師緑地を保全・活用する必要があります。

### 【施策】

#### 施策 3-5-1 巨木・名木の保全と活用

- 巨木・名木に対しては、樹勢を回復させるため、必要に応じて土壌改良を行います。また、「とよはしの巨木・名木」は、今後も継続的に見直しを行います。
- 巨木・名木を市民に親しんでもらうため、定期的に見学会を実施します。

#### 施策 3-5-2 社寺・古墳の緑の保全と活用

- 社寺や古墳などの周囲にある歴史的な緑の大切さを啓発します。
- 永続的な保全を図るため、特別緑地保全地区の指定、市民との協働による保全などを検討します。

#### 施策 3-5-3 歴史ある公園・緑地の保全

- 歴史公園である豊橋公園は、吉田城址やそれらを囲む緑など歴史資産を活かした風格ある公園を目指します。
- 高師緑地の松林を保全します。
- 歴史公園として三ツ山公園を整備します。



巨木・名木の見学会（豊橋南高校）



日本歴史公園 100 選（豊橋公園）



歴史を伝える松林（高師緑地）

## 将来イメージ4 暮らしにうるおいを与える「身近な緑」

### 基本方針と目標

市街地の中の「身近な緑」は、環境負荷を低減し、暮らしを支える緑であるため、公共施設の緑化を率先して進めます。また、市民や事業者とともにさらに緑を増やしていきます。

#### 基本方針4 まちの緑を拡げる

方針 4-1 公共施設の緑化を率先して推進します

方針 4-2 住宅や工場、商業施設などの緑化を促します

方針 4-3 市街地中心部の緑化を充実します

#### 【目標】

指標	現況	目標値	
		中間年次 (平成 28 年度)	目標年次 (平成 32 年度)
公共施設における緑のカーテン* 設置数	93 箇所 (平成 23 年度)	116 箇所	116 箇所
民有地緑化助成件数	3 箇所 (平成 23 年度)	5 箇所	10 箇所



保育園の園庭芝生化（津田保育園）



緑のカーテン（豊橋市役所）

## 方針 4-1 公共施設の緑化を率先して推進します

### 【現状】

- ・建物への日射遮蔽を目的としてつる性植物を建物外壁に這わせて育てる「緑のカーテン」の取り組みを、市役所や小中学校、保育園などで積極的に行っています。
- ・豊橋市総合福祉センター（あいトピア）では、つる植物を利用した壁面緑化や屋上緑化を行っています。
- ・小学校や保育園、幼稚園では、子どもたちが安全に裸足で駆け回ることのできる環境づくりに向け、校庭や園庭の芝生化を進めています。

### 【課題】

- ・緑のまちづくりを推進するためには、公共施設における環境や景観に配慮したモデル的緑化を推進する必要があります。
- ・特に、環境教育や省エネのため、芝生化、緑のカーテンといった取り組みを継続する必要があります。

### 【施策】

#### 施策 4-1-1 学校等の緑化

○学校においては「豊橋子どもグリーンプログラム」の推進などによって積極的に緑化を試み、良好な教育環境を形成します。また、子どもたちが緑に触れながら、地球環境問題などを考え、理解するきっかけをつくります。

- ・夏季の教室内の温度上昇を抑えるとともに、緑を身近に観察することのできる緑のカーテンを小中学校や保育園に設置します。
- ・子どもたちが安全・快適に運動できる環境として、保育園・幼稚園や小学校等の園庭・校庭を芝生化します。
- ・生物多様性の保全に向けた啓発・教育活動を行うため、学校のビオトープ\*の活用を推進します。



学校のビオトープ（吉田方小学校）

#### 施策 4-1-2 庁舎等の緑化

○市役所本庁舎をはじめ、学校以外の公共施設についても駐車場緑化、屋上緑化や壁面緑化などを進め、冷房による温室効果ガスの削減や市民・事業者の環境配慮意識の醸成を図ります。

○緑化率の長期目標や植栽樹種の選定方針などを定めた「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」を検討します



壁面緑化（あいトピア）



方針 4-2 住宅や工場、商業施設などの緑化を促します

【現状】

- ・郊外を中心にホソバ（イヌマキ）の生垣が多く、特徴ある景観となっています。
- ・イチヨウが多く植えられ、秋には一帯が黄色に染まる中野町などのように、特徴的な緑を有する地域もあります。
- ・市民アンケートでは、住宅地や事業所の緑は量・質ともに不十分な状況です。
- ・企業立地促進制度による工場緑化が進められています。

【課題】

- ・住宅地や工業地などの緑は、市民の日常生活にうるおいを与え、良好な環境を形成する上で重要です。
- ・特徴的な緑を保全しながら、緑化を推進する必要があります。
- ・民有地緑化を推進するため、様々な支援が必要です。

【施策】

施策 4-2-1 住宅地・商業地における緑化の検討

○民有地の敷地や壁面、屋上などの緑化を進めるために、地区計画制度\*を活用した緑化など、緑化に関する規制誘導策を検討します。宅地開発が行われる場合は、開発業者等と連携してまち並みの中に緑を計画的に配置するなど、うるおいと安らぎが感じられる美しいまちなみ形成を図ります。

施策 4-2-2 工業地域の緑化

○三河湾沿岸部など工業地域では、工場立地法に基づいて敷地内の緑化を推進し、良好な緑の景観を創出します。

○企業の立地に伴う積極的な緑化を促すため、企業立地促進制度の環境推進奨励金により整備費用の一部を助成します。

施策 4-2-3 意欲的な緑化の取り組みの支援

- 「あいち森と緑づくり事業」を活用し、まとまった規模の優良な民有地緑化に助成します。さらに緑化を推進するため、対象規模の引き下げや接道部の緑化に対する支援などを検討します。
- ブロック塀は地震時に倒壊の恐れがあるため、ブロック塀の撤去と生垣の設置支援を検討します。



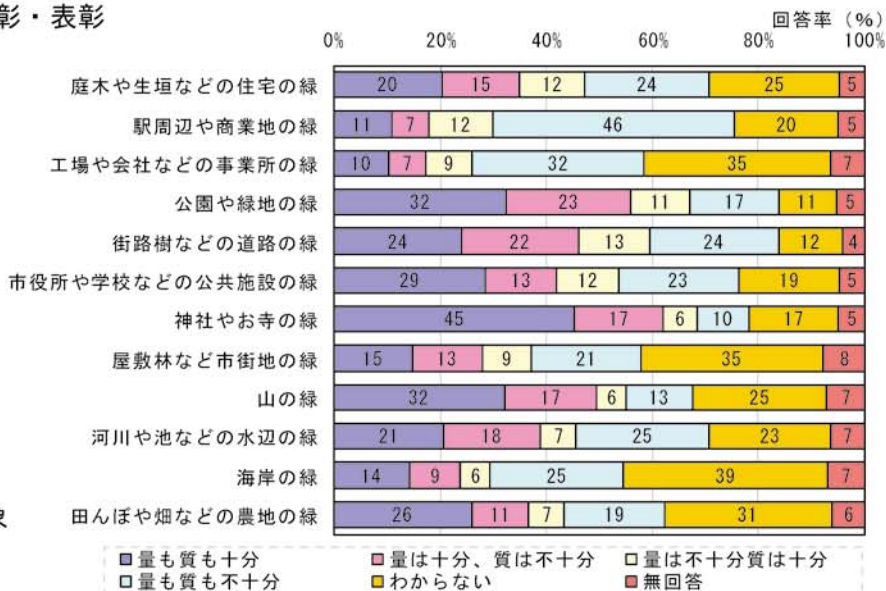
ホソバ（イヌマキ）の生垣（高師町）

施策 4-2-4 優れた緑化に対する顕彰・表彰

○市民・市民活動団体・事業者の緑化意欲の向上を図り、緑のまちづくりへの積極的な参加を促すため、「緑のカーテンコンテスト」など、緑化に関する顕彰・表彰を実施します。

緑の「量」や「質」についての印象

資料：市民アンケート結果（平成22年度）



## 方針 4-3 市街地中心部の緑化を充実します

### 【現状】

- ・ 中心市街地活性化基本計画区域（103ha）の緑被率は6.5%と、市街化区域全体の28%と比べると低くなっていますが、大部分が商業地域であるため、大幅な緑被率の向上は困難です。
- ・ 市民アンケートでは、「駅周辺や商業地の緑は量も質も不足している」と回答した市民は45%となっており、ヒートアイランド現象緩和の面からも市街地中心部における緑の充実が求められています。（資-12 参照）
- ・ 台風災害や老朽化により、牟呂用水沿いの街路樹は減少しています。

### 【課題】

- ・ 魅力的な都市景観の形成や、ヒートアイランド現象の緩和などの面から、市街地中心部などで重点的に緑を活かしたまちづくりを進めることが重要です。
- ・ 目に映る緑である街路樹や民間の商業施設や住宅地の接道部の緑化を進めていくことが必要です。

### 【施策】

#### 施策 4-3-1 市民・事業者による緑化運動の展開

- 市街地の花や緑を増やしていくために、地域の人々や事業者の協力を得ながら、プランターやコンテナ花壇、ハンギングバスケットの設置を推進します。
- にぎわいと活気ある市街地とするため、市街地中心部の緑化重点地区\*指定を継続します。



プランター等による道路緑化（松葉町）

#### 施策 4-3-2 路面電車軌道緑化

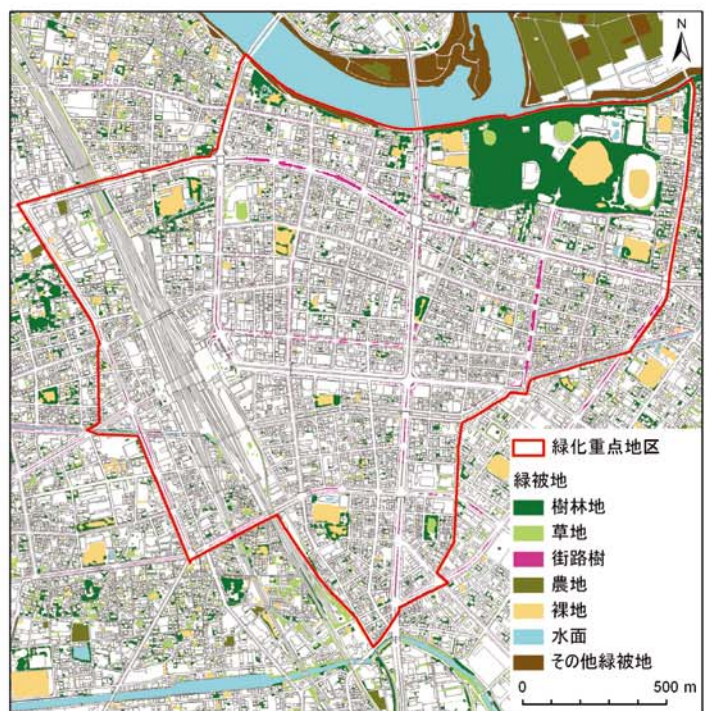
- 豊橋駅から東部方面へ運行されている路面電車の軌道敷を活用して、豊橋の顔となり、緑のまちづくりのシンボルとなる緑化を推進します。

#### 施策 4-3-3 牟呂用水に沿った街路樹の充実

- 牟呂用水は、市街地を貫く緑の回廊として、関係機関と連携しながら、用水に沿った街路樹の更新やコンテナ花壇の設置等の緑化を図ります。

#### 施策 4-3-4 豊橋駅前の緑化

- 豊橋駅前においては、緑豊かな駅前の創出を図るため、事業者との協働による花壇づくりなどの取り組みを検討します。
- 再開発事業等に伴う緑化を推進します。



市街地中心部（緑化重点地区）の緑被地分布（平成20年度）

## 将来イメージ5 「市民・事業者・行政の協働」による体制づくり

### 基本方針と目標

「市民・事業者・行政の協働」によって交流やふれあいを広げ、まち全体で緑の保全・創出を進めていく必要があります。緑のまちづくりに向けて、市民、事業者と行政が協働で様々な取り組みを展開していく体制をつくります。

#### 基本方針5 協働の体制をつくる

方針 5-1 市民とともに公園・緑地の管理・運営を進めます

方針 5-2 緑のまちづくり活動を推進します

方針 5-3 緑に関する情報提供を行います

方針 5-4 緑の状況を把握し、施策に反映します

#### 【目標】

指標	現況	目標値	
		中間年次 (平成 28 年度)	目標年次 (平成 32 年度)
緑化活動参加者数*	68,723 人/年 (平成 22 年度)	70,000 人/年	75,000 人/年
公園緑地課年間 HP 更新件数	13 件/年 (平成 22 年度)	25 件/年	30 件/年



公園ガーデニング事業



花交流フェア



とよはし緑の日



オープンガーデン豊橋

方針 5-1 市民とともに公園・緑地の管理・運営を進めます

【現状】

- ・公園の適切な維持管理に関して、公園協力会約 180 団体の参加を得ています。
- ・神明公園や小巖公園などでは、ワークショップによる公園づくりが行われました。
- ・高齢化社会が進んでいます。

【課題】

- ・公園協力会などの活動を通じ、多くの市民などの参加により適切な維持管理を進めることが重要です。
- ・高齢者の活躍の場として、公園を活用することが重要です。

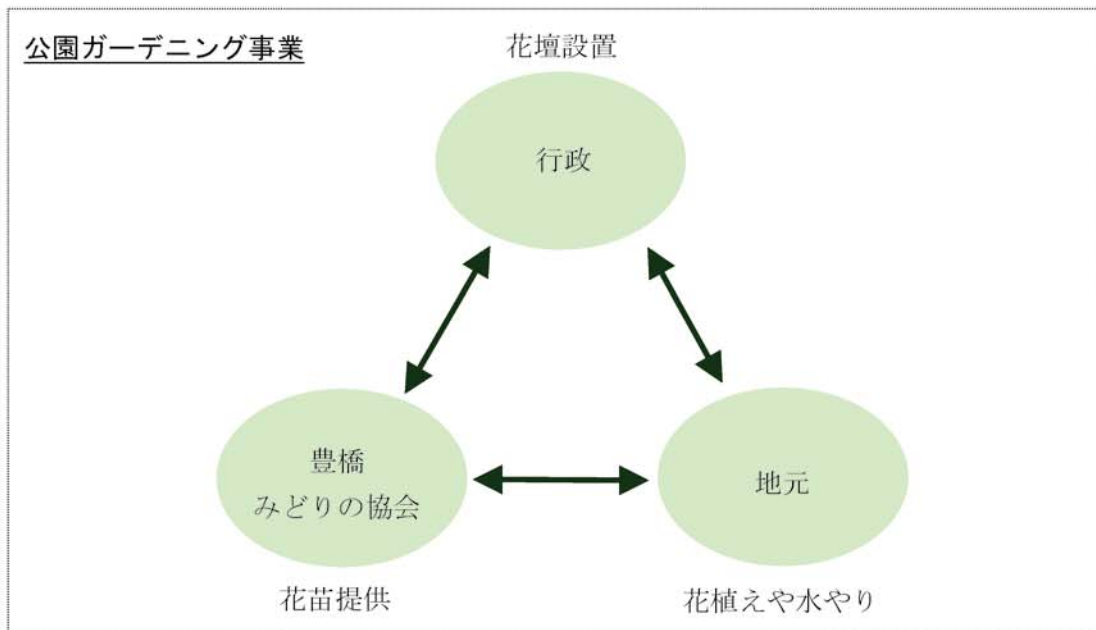
【施策】

施策 5-1-1 公園の管理運営への市民参加

- 地域に愛される公園を目指し、公園協力会による公園の管理を行います。また、公園に花壇を設置し、地元自治会などが花植えや水やり等の管理を行う取り組み（公園ガーデニング事業）を進めます。
- 公園協力会を発展させた制度として、公園の維持管理に地域住民等が参画する「(仮称)公園管理運営協議会」を検討します。また、市民や事業者などを含めたアダプト制度\*や物的支援について検討します。



市民による公園の維持管理（高師本郷公園）



方針5-2 緑のまちづくり活動を推進します

【現状】

- ・森林の保全、河川環境の保全、在来生物の保護などに取り組む様々な市民活動団体があり、調査研究、教育啓発などの実践活動を行っています。
- ・街路樹、河川においては、街路樹愛護会、河川愛護会などを通じて市民による維持管理が行われています。
- ・(財)豊橋みどりの協会は、花いっぱい運動や市民向け講座を行っています。
- ・市民アンケートでは、「活動に参加するきっかけ」「活動に関する情報」へのニーズが高くなっています。(資料-15 参照)

【課題】

- ・市民や事業者の都市緑化の意識を高め、緑の保全・創出の取り組みへの参加意欲を醸成していくことが重要です。
- ・緑の活動や緑の保全のためには、市民や事業者への適切な支援を行うことも重要です。

【施策】

施策5-2-1 緑化保全活動に関わる人材の育成と活用

- 市民や事業者の自発的な取り組みを促すため、体験学習や研修会などによって緑化活動のリーダーやボランティアを育成します。
- 緑化に関する知識や技術を持った市民を登録する「(仮称)緑のアドバイザー」制度や、緑に関わる活動を希望する市民を登録する「(仮称)緑のボランティアバンク」制度の創設を検討し、緑のまちづくりの中で活躍する機会を提供します。

施策5-2-2 市民や事業者の緑化活動の推進

- 市民や事業者による緑化活動、自然保護活動などに対して、市民協働推進補助金などにより、活動の支援を行います。
- 公有地において、市民等による森林の手入れやもともと本市に生育していた樹種による森づくりの活動を推進します。

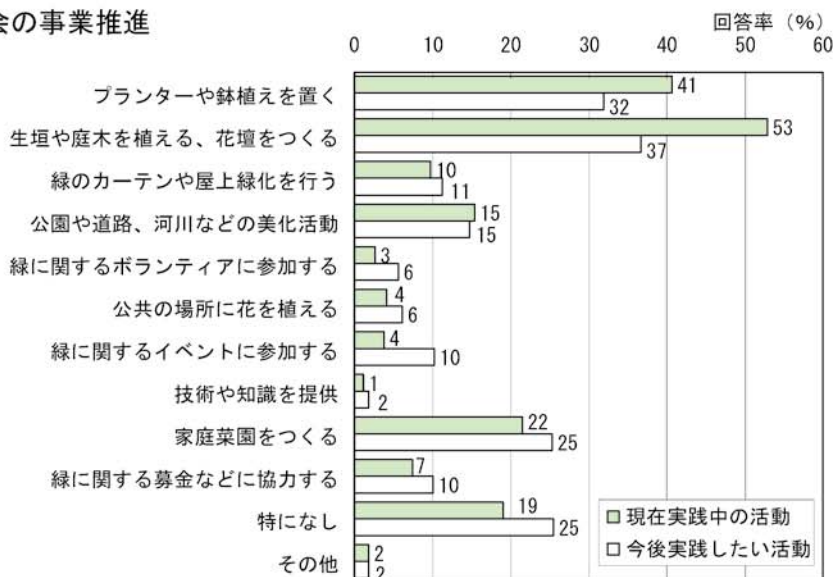


国有林での植樹活動（石巻町）

施策5-2-3 (財)豊橋みどりの協会の事業推進

- (財)豊橋みどりの協会の事業を通じて、緑のまちづくりを推進します。具体的には、緑化推進に関する市民活動への支援や啓発活動を通して、緑化に関する知識と理解を深めます。

- 実施事業：花交流フェア等の開催  
園芸講座の開催  
公園協力会助成事業  
町なか花支援事業  
民有地記念植樹事業等



緑のまちづくりに関して市民が実践している活動・今後実践したい活動  
資料：市民アンケート結果（平成22年度）

## 方針 5-3 緑に関する情報提供を行います

### 【現状】

- ・市民アンケートでは、「ボランティアへの参加」「イベントに参加」「募金などに協力」を希望する市民はそれぞれ1割以下にとどまっています。(資-15 参照)
- ・緑の活動への参加に必要なものは「活動に参加するきっかけ」と48%が回答しています。(資-15 参照)
- ・企業アンケートでは、企業による緑のまちづくりへの参加について、60%が「取り組んでいない」と回答しています。(資-17 参照)

### 【課題】

- ・緑の役割や本市の緑の状況などについて、学校教育や生涯学習等の機会や、広報紙、インターネット、イベントなど、様々な手段により、市民に広く普及啓発していく必要があります。

### 【施策】

#### 施策 5-3-1 緑に関する学習機会の提供

- 緑の活動へのきっかけづくりとして、生涯学習やシンポジウムを通じて緑や自然について学習機会を提供します。
- 小学校への訪問授業を通じて、子どもたちの自然環境の大切さや都市緑化意識の高揚を図ります。また、緑に関するポスターコンクールを検討します。
- 緑の基本計画を分かりやすくまとめた冊子を作成し、生涯学習や学校教育に活かします。
- 緑に関する市民の理解を深め、市民の緑に関する活動を支援するため、緑の相談所や情報コーナーなど、緑の学習機会を提供します。



小学校への訪問授業

#### 施策 5-3-2 緑のまちづくりイベントの開催

- 緑のまちづくりイベントである「花交流フェア」「とよはし緑の日（10月の第一日曜日）」を通じて、市民や事業者には様々な情報を提供し、緑に関する意識の高揚を図ります。



花交流フェア（豊橋公園）

#### 施策 5-3-3 緑に関する情報提供・PR

- 広報とよはしやホームページなどで、定期的に緑に関する情報を発信し、市民・事業者には緑の必要性や公園の魅力などに関する普及啓発を図ります。
- 市民の緑化活動を広くPRし、緑のまちづくり活動の輪を広げます。
- 花のモニターなどを募集し、市民から得られた情報をホームページなどで広く提供します。
- 「とよはしの巨木・名木」「百花苑」などの緑に関する冊子を作成し、情報提供を行います。

#### 施策 5-3-4 緑に関する施設の充実

- 自然についての知識を学ぶことができる自然史博物館の機能を充実します。
- 石巻自然科学資料館は、石巻山周辺の自然観察や環境学習の拠点となるビジターセンターとして活用します。



自然史博物館（豊橋総合動植物公園内）

## 方針 5-4 緑の状況を把握し、施策に反映します

## 【現状】

- ・旧緑の基本計画で掲げた施策には、社会情勢が変化するなか、達成できない項目もありました。
- ・定期的な緑被調査には、多くの費用がかかることから行われてきませんでした。
- ・市民活動団体により自然に関する調査が行われています。

## 【課題】

- ・公園・緑地に関する取り組みは、社会経済情勢や緑の状況を反映し、見直していくことが重要です。
- ・市内の緑被地の分布状況などについて調査し、施策に反映させていく必要があります。
- ・大学、企業との連携や市民協働により緑のまちづくりを推進する必要があります。

## 【施策】

## 施策 5-4-1 緑の状況の把握

- 市内の緑被地の分布状況や地域の緑資源などについて調査し、評価を行います。
- 公園整備の進捗状況などについては継続的に管理し、情報提供します。

## 施策 5-4-2 市民や専門家等との協働による自然の状況の把握

- 市民活動団体や専門家等との協働によって、身近な自然に生息生育する動植物の分布、外来生物の実態等に関する調査を行い、自然の状況を把握します。
- 自然史博物館では、動植物や岩石・鉱物、化石等の自然に関する資料を収集し、市民の生物多様性・自然への理解促進や研究のために保管します。これら収集資料はデータベース化し、利用を図ります。

## 施策 5-4-3 緑のまちづくり推進の仕組みづくり

- 本計画の具体的な施策の進行状況を報告し、助言する「(仮称)緑のまちづくり会議」の設置を検討します。また、緑に関する団体と話し合う場をつくり、意見を聞き取り、施策に反映します。

## 水とみどりの絵 にぎやかな夏の緑



つつじが丘小学校5年 平松理彩さん（平成23年度）

緑をいつまでも残しておきたいです。小さな命も大切にしたいので、虫や鳥などにもやさしい環境作りをしたいと思います。

## 重点プロジェクト

緑の質を充実し、緑のネットワークの形成に向けて市街地中心部、民有樹林地の保全、防災といったテーマについては重点プロジェクトとして位置づけ、横断的に施策を推進していきます。

### 重点プロジェクト1 市街地中心部の緑を豊かに！

本市の市街地中心部は、周囲の市街地と比べて緑の少ない地域となっています。

これまでの緑の基本計画では、中心部を緑化重点地区としていましたが、今後も緑化重点地区を継続します。そして、豊橋公園を緑の拠点としつつ、住宅地や商業施設、牟呂用水周辺の緑化を促進するほか、路面電車の軌道緑化を推進するなど、本市の顔としてふさわしい緑化を進めていきます。

#### ①緑化重点地区の継続

豊橋駅や豊橋公園を含む一帯は、本市の市街地の中でも特に緑が少ない状況にあります。そこで、緑に関する施策を重点的に展開する緑化重点地区を継続し、以下に示す②～⑤の取り組みを実施します。

##### 「緑化重点地区」の定義

都市緑地法第4条の2の中で、緑の基本計画の策定項目として定める「緑化地域\*以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことで、ただし、緑化重点地区に設定された土地であっても、直ちに緑化推進に関する規制等が適用される訳ではありません。

#### ②市民とともに見える緑を推進

民有地緑化への助成などを通じて、住宅や商業施設の敷地、壁面等の緑化を支援し、通りから見える緑を増やします。

また、街角の緑を増やしていくため、市民が中心となって歩道上にプランターやコンテナ花壇を設置したり、市民による緑化の取り組みを支援します。

さらに、再開発事業の実施にあわせ、緑化を推進します。

##### 【関連施策】

- 施策 4-2-1 住宅地・商業地における緑化の検討
- 施策 4-2-3 意欲的な緑化の取り組みの支援
- 施策 4-3-1 市民・事業者による緑化運動の展開
- 施策 4-3-4 豊橋駅前の緑化



## ③美しい街路樹の育成

街路樹は、剪定や刈り込みを適切に行うとともに、老朽化した樹木の植え替えを進めることによって、街路空間の安全性を確保しつつ美しい街路樹の景観を形成します。特に、くすの木通りでは、剪定を極力抑えたボリューム豊かな街路樹を保全します。また、歩行者のための緑陰の確保に努めます。

## 【関連施策】

施策 2-1-1 自然樹形仕立ての街路樹等の充実

施策 2-1-2 街路樹の適切な維持管理



豊橋駅前ペDESTリアンデッキ

## ④都心を貫く緑の創出

都心の緑の拠点として、豊橋公園などの緑豊かな環境を保全します。路面電車は、豊橋駅前から市街地中心部を東西に赤岩口・運動公園前まで、5.4km の区間で運行しています。市電の軌道敷を活用して、豊橋の顔となり、緑のまちづくりのシンボルとなる緑化を推進します。

また、本市の顔となる豊橋駅前においては、事業者との協働による花壇づくりなどにより、緑豊かな駅前の創出を図ります。

## 【関連施策】

施策 3-1-1 大規模な公園・緑地の充実

施策 4-3-2 路面電車軌道緑化

施策 4-3-4 豊橋駅前の緑化



軌道緑化のイメージ（伊奈彦定氏・画）

## ⑤牟呂用水沿いの緑の整備・充実

市街地を貫く牟呂用水は、緑の回廊として街路樹の更新やコンテナ花壇の設置などにより、緑の整備・充実を図ります。特に街路樹の更新については、地域に合った樹木や市民からの希望の高い樹種の選定に努めます。

## 【関連施策】

施策 2-1-1 自然樹形仕立ての街路樹等の充実

施策 4-3-3 牟呂用水に沿った街路樹の充実



牟呂用水（中部中学校付近）



緑化重点地区における取り組みの方針

## 重点プロジェクト2 今ある緑を大切に！

本市の市街地内やその周囲には、社寺林や斜面に残された樹林地等、歴史を伝え、風害から市街地を守り、緑豊かな景観形成、生物多様性の保全などの様々な役割を果たしている私有地の緑が残されています。これらは、公園・緑地とともに都市の中の貴重な緑であり、次世代に伝えていくことが大切です。

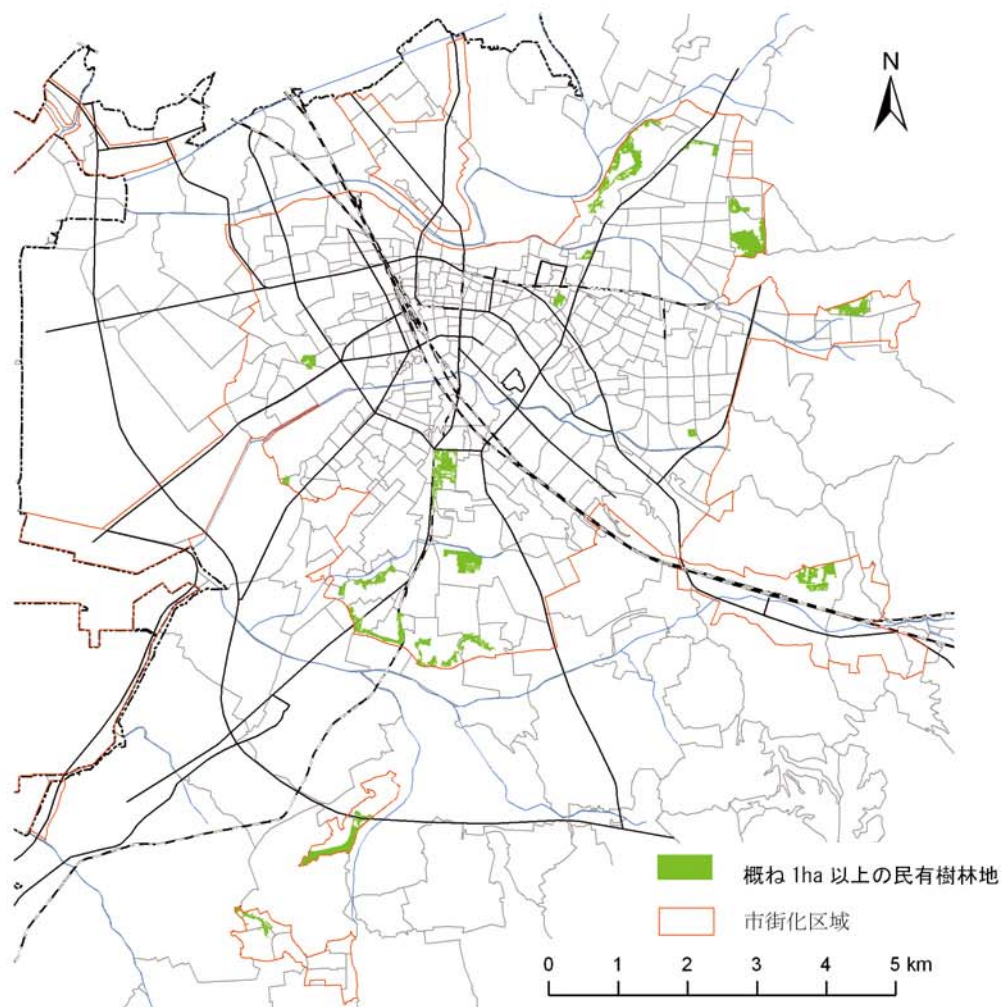
そこで、これらの緑について保全配慮地区等を新たに設定する等、重点的に緑地の保全を目指します。

## ①保全配慮地区設定の検討

市街化区域内の私有樹林地は減少しています。一度失われた自然を取り戻すには長い年月を要することを考えれば、積極的に私有樹林地を保全する必要があります。そこで、まとまった規模の私有樹林地については、重点的に緑の保全を図る地区として保全配慮地区の設定を目指します。さらに、次ページに示す②～③の取り組みを進めます。

## 「保全配慮地区」の定義

都市緑地法第4条の2の中で、緑の基本計画の策定項目として定める「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であっても重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。土地利用の規制等は生じませんが、土地所有者の理解と協力を得ながら、緑の保全に向けた取り組みを進めることとなります。

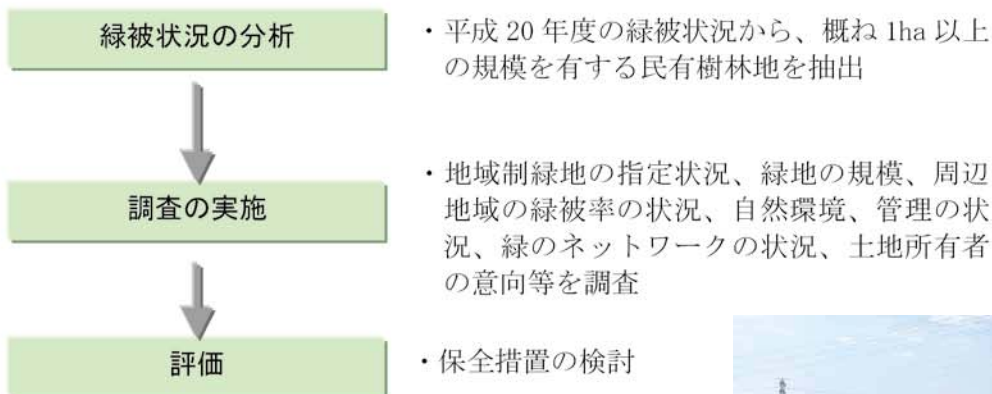


概ね 1ha 以上の私有樹林地（平成 22 年度）

## ②民有樹林地の評価

保全配慮地区内の民有樹林地や、その他の市街化区域内にあるまとまりのある規模の民有樹林地を対象として、地域制緑地の指定状況、規模、自然環境などについて調査し、緑の保全に関する評価を行います。また、必要に応じて、土地所有者の協力を得ながら、動植物の分布等に関する調査を行い、自然の状況を把握します。

### 【調査・評価の流れ】



### 【関連施策】

施策 5-4-1 緑の状況の把握

施策 5-4-2 市民や専門家等との協働による自然の状況の把握



斜面の樹林地（梅田川付近）

## ③重要な民有樹林地の保全

民有樹林地の調査・評価の結果に基づいて、保全措置が必要と考えられるものについては、多様な手法の組み合わせにより、地区の緑の保全に努めます。

具体的には、土地所有者の意向を踏まえつつ、必要に応じて特別緑地保全地区、市民緑地\*などの指定を検討します。指定に伴い、自然とのふれあう場としての活用、維持管理の方針なども検討します。

### 主な保全措置の概要

制度	概要
特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる樹林地等の緑において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度
市民緑地	土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体等が契約を締結し緑地や緑化施設を公開する制度で、公開された緑地は地域の人々が利用できる
保存樹林	都市における美観風致の維持を図るため、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について、市町村長が指定

### 【関連施策】

施策 2-3-1 市街地周囲の斜面林や社寺林等の保全

施策 2-3-2 市街地周囲の街路樹の整備・保全

施策 3-5-2 社寺・古墳の緑の保全と活用

施策 5-2-1 緑化保全活動に関わる人材の育成と活用

重点プロジェクト3 緑を活かして災害に強い街に！

公園は、災害時の避難場所や災害救助活動の拠点となります。そこで、各地域において避難場所となる身近な公園を整備・活用します。また、公園には防災倉庫を設置したり、防火性の高い樹木を植栽するなど、災害時に安心して活用できる防災機能の高い公園として整備し、維持していきます。

①オープンスペースの確保

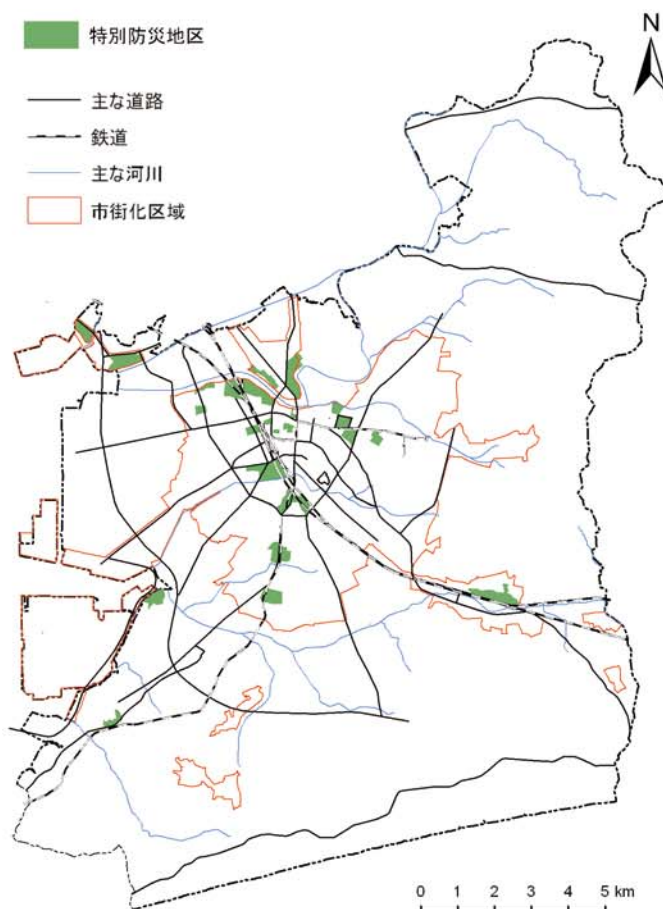
公園・緑地は、災害時の避難場所として重要な役割があるため、バランスのよい配置に努めます。被害を受けやすい場所は、被害軽減の面からオープンスペースを確保します。特に、木造住宅が密集し消防活動が困難な火災延焼の危険性の高い特別防災地区\*などでは、火災延焼対策としてオープンスペースが必要なため、借地手法を活用するなど、公園整備を進めます。

【関連施策】

- 施策 3-1-3 防災拠点としての公園機能の向上
- 施策 3-2-1 公園が少ない地域における公園の確保



焼け止まりになった公園(阪神淡路大震災)  
 出典：防災公園計画・設計ガイドライン  
 (財)都市緑化技術開発機構



特別防災地区（初期消火対策地区）の位置

## ②住宅地の緑化 ～災害に強い街区の形成～

ブロック塀は地震時に倒壊の恐れがあるため、ブロック塀の撤去と生垣の設置支援を検討します。

また、市民や事業者による自主的な緑化を通じて災害に強い街区の形成を促すために、優れた緑化に対する表彰を実施します。

### 【関連施策】

施策 4-2-3 意欲的な緑化の取り組みの支援

施策 4-2-4 優れた緑化に対する顕彰・表彰

## ③公園の防災機能の向上

豊橋総合スポーツ公園は、広域防災拠点として整備に努めます。広域避難場所となっている公園では、火災の延焼を食い止める働きなどを高めるために、公園の周囲などを中心にイチョウのような耐火性の高い樹木を育てます。また、これらの公園を中心に、防災倉庫、防火水槽、非常用便所など防災関連施設の整備を推進します。

### 【関連施策】

施策 3-1-3 防災拠点としての公園機能の向上

水とみどりの絵 技科大から見た風景



天伯小学校6年 辻村佳大さん（平成23年度）

自分の住む町の高台に建っている技科大。そこからまわりを見てみると自然がいっぱいありました。この自然をこれからも大切にしていってほしい。

コラム4

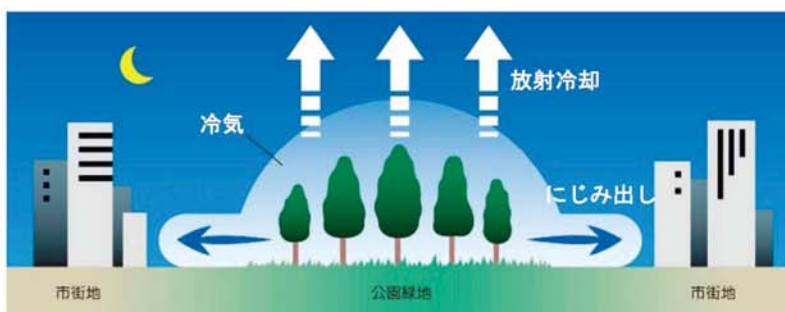
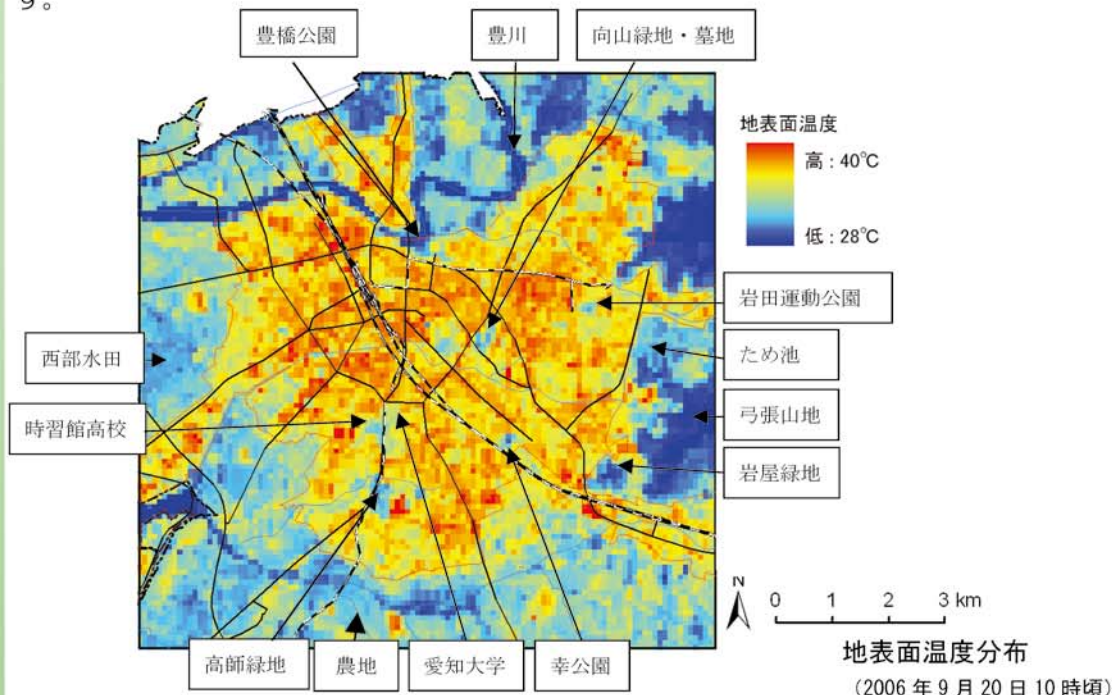
ヒートアイランドとクールアイランド

ヒートアイランド現象とは、都市化により、都心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象です。20世紀中に地球全体の平均気温が約0.6℃上昇しているのに対し、東京、大阪、名古屋等の大都市においては、平均気温が約2～3℃上昇しています、また、本市においても、60年間で平均気温が約1℃上昇しており、地球温暖化の進行に比べ、ヒートアイランド現象の進行傾向がみられます。



年間平均気温と年間降水量の推移 出典：第2次豊橋市環境基本計画

クールアイランドとなる緑地は、冷気がたまりやすい夜間になると、昼間の熱を蓄熱する都市部との温度差が大きくなり、緑地の全方位からゆっくりと冷気が流出する冷気にじみだし現象が生じます。



公園緑地における夜間の冷気にじみだし現象のメカニズム  
出典：環境省 ヒートアイランド対策ガイドライン

基本理念	将来イメージ	基本方針	方針	施策内容
ともにしるる 水と緑に包まれ いきいきとしたまち・豊橋	 まちを囲む豊かな「緑の骨格」	自然を守る	弓張山地に広がる自然を保全します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弓張山地の保全</li> <li>○ 里山や人工林の適切な管理</li> <li>○ 貴重な自然の保全と活用</li> <li>○ 自然とふれあう場の確保</li> </ul>
			表浜や三河湾の自然を保全します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表浜の砂浜の保全</li> <li>○ 表浜の海岸斜面林の保全</li> <li>○ アカウミガメが産卵できる環境の確保</li> <li>○ 三河湾の干潟等の保全</li> </ul>
			優良な農地を保全します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多面的機能をもつ農地の確保</li> <li>○ 耕作放棄地の解消</li> <li>○ 農地の環境保全</li> </ul>
	 市街地の緑と豊かな自然を結ぶ「緑の回廊」	自然を結ぶ	街路樹による快適な街路空間を提供します	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然樹形仕立ての街路樹等の充実</li> <li>● 街路樹の適切な維持管理</li> <li>○ 関係機関との連携による快適な街路空間の形成</li> </ul>
			川やため池を守り、市民に親しまれる水辺をつくります	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な生き物に配慮した川づくり</li> <li>○ ため池等の保全</li> <li>○ 市民に親しまれる水辺づくり</li> </ul>
			市街地周囲にグリーンベルトを形成します	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街地周囲の斜面林や社寺林等の保全</li> <li>● 市街地周囲の街路樹の整備・保全</li> <li>○ 市街地周囲の住宅地等の緑化</li> </ul>
	 豊橋の顔となる「緑の拠点」	緑の拠点を育てる	拠点となる公園・緑地を整備・充実します	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模な公園・緑地の充実</li> <li>○ 長期未整備公園・緑地の整備方針の検討</li> <li>● 防災拠点としての公園機能の向上</li> </ul>
			身近な公園を整備・充実します	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園が少ない地域における公園の確保</li> <li>○ 地域の身近な公園づくり</li> <li>○ 地域のニーズに応じた公園施設の整備</li> </ul>
			魅力ある公園・緑地を増やします	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ にぎわいのある公園づくり</li> <li>○ 環境に配慮した公園づくり</li> </ul>
			農とのふれあいと活用を推進します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民の農業への理解と支援</li> <li>○ 市民農園の推進</li> </ul>
			歴史・文化を伝える緑を保全・活用します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 巨木・名木の保全と活用</li> <li>● 社寺・古墳の緑の保全と活用</li> <li>○ 歴史ある公園・緑地の保全</li> </ul>
	 暮らしにうるおいを与える「身近な緑」	まちの緑を拡げる	公共施設の緑化を率先して推進します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校等の緑化</li> <li>○ 庁舎等の緑化</li> </ul>
			住宅や工場、商業施設などの緑化を促します	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅地・商業地における緑化の検討</li> <li>○ 工業地域の緑化</li> <li>● 意欲的な緑化の取り組みの支援</li> <li>● 優れた緑化に対する顕彰・表彰</li> </ul>
			市街地中心部の緑化を充実します	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民・事業者による緑化運動の展開</li> <li>● 路面電車軌道緑化</li> <li>● 牟呂用水に沿った街路樹の充実</li> <li>● 豊橋駅前の緑化</li> </ul>
	 「市民・事業者・行政の協働」による体制づくり	協働の体制をつくる	市民とともに公園・緑地の管理・運営を進めます	○ 公園の管理運営への市民参加
			緑のまちづくり活動を推進します	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑化保全活動に関わる人材の育成と活用</li> <li>○ 市民や事業者の緑化活動の推進</li> <li>○ (財)豊橋みどりの協会の事業推進</li> </ul>
緑に関する情報提供を行います			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緑に関する学習機会の提供</li> <li>○ 緑のまちづくりイベントの開催</li> <li>○ 緑に関する情報提供・PR</li> <li>○ 緑に関する施設の充実</li> </ul>	
緑の状況を把握し、施策に反映します			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑の状況の把握</li> <li>● 市民や専門家等との協働による自然の状況の把握</li> <li>○ 緑のまちづくり推進の仕組みづくり</li> </ul>	

注) 施策内容のうち、●で示したものは「重点プロジェクト」に関連する施策です。